

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成29年11月8日

【会社名】 株式会社UMNファーマ

【英訳名】 UMN Pharma Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 平野 達義

【本店の所在の場所】 秋田県秋田市御所野湯本四丁目2番3号

【電話番号】 018-892-7411(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 橋本 裕之

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目14番30号

【電話番号】 045-595-9840(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 橋本 裕之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】

| | |
|---------------|----------------|
| その他の者に対する割当 | |
| 株式 | 178,800,000円 |
| 転換社債型新株予約権付社債 | 1,460,200,000円 |

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成29年11月8日付で第3四半期報告書を提出したことに伴い、平成29年10月31日付で提出した有価証券届出書について、第三部 追完情報及び第四部 組込情報に関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

2. 事業等のリスクについて

5. 最近の業績の概要

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部 【追完情報】

(訂正前)

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期、提出日平成29年3月31日)及び四半期報告書(第14期第2四半期、提出日平成29年8月10日)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年10月31日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年10月31日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

5. 最近の業績の概要

以下、省略

(訂正後)

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期、提出日平成29年3月31日)及び四半期報告書(第14期第3四半期、提出日平成29年11月8日)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年11月8日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年11月8日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

「5. 最近の業績の概要」を削除しております。

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第13期) | 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日 | 平成29年3月31日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第14期 第2四半期) | 自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日 | 平成29年8月10日 東北財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第13期) | 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日 | 平成29年3月31日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第14期 第3四半期) | 自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日 | 平成29年11月8日 東北財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月7日

株式会社UMNファーマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 義 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファーマの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年1月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社UMNファーマの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、塩野義製薬株式会社との資本業務提携契約の締結並びに第三者割当による新株式及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。